

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 納税通知書

(税額決定通知書)

1/2枚目

あなたの市民税・府民税・森林環境税額を本書のとおり決定しましたので、通知します。

公印は、黒色の電子印です

お問い合わせ番号

1 市民税・府民税・森林環境税の年税額

年 税 額	円
給与からの特別徴収税額	円
公的年金からの特別徴収税額	円
普通徴収税額	円

2 徴収方法ごとの内訳

普通徴収

納付書または口座振替による納付が必要です。(未納額が0円の場合納付は不要です。)

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
新 規	円	円	円	円
充 当 又 は 委 託 納 付 額	円	円	円	円
未 納 額	円	円	円	円
納 期 限				

振替口座	金融機関名	
	口座名義人	
	口座番号	振替方法

※定額減税の影響により全期前納の方が期別振替となることがあります。また、振替につき直近でお申込の内容は振替口座欄に反映されていないことがあります。

公的年金からの特別徴収

公的年金の支払いの際に、年金支払者が公的年金から徴収します。

今 年 度	仮徴収税額	徴 収 月	令和6年 4月	令和6年 6月	令和6年 8月
		特別徴収税額	円	円	円
	本徴収税額	徴 収 月	令和6年 10月	令和6年 12月	令和7年 2月
		特別徴収税額	円	円	円

※地方税法第321条の7の8の規定により、次年度の仮徴収税額を通知します。

※次年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合、次の額を年金支払者が公的年金から徴収します。

翌 年 度	仮徴収税額	徴 収 月	令和7年 4月	令和7年 6月	令和7年 8月
		特別徴収税額	円	円	円

公 的 年 金 の 種 類	
年 金 支 払 者 の 名 称	
年 金 支 払 者 の 法 人 番 号	

給与からの特別徴収

給与の支払いの際に、給与支払者が給与から徴収します。

内訳については、給与支払者に通知していますので、支払者から明細を受け取りご確認ください。

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税(国税)について

1 課税の根拠

この市民税・府民税は、地方税法第24条、第41条、第294条、豊中市市税条例第14条及び大阪府税条例第18条の規定により、令和6年1月1日現在の住所が豊中市にある人又は住所はないが家屋敷・事業所等がある人に対して課税されます。

森林環境税(国税)は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条の規定により、令和6年1月1日現在の住所が豊中市にある人が課税されます。

(市・府民税は、地方税法及び豊中市市税条例の規定により課税されます。森林環境税(国税)は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により課税されます。)

2 審査請求及び審査請求裁決後の取消

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経たときに限り、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 上記1及び2の期間を経過後であっても、正当な理由があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

3 延滞金

納期限を過ぎると、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合か、年14.6%の割合のいずれか少ない割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間につきましては、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合か、年7.3%の割合のいずれか少ない割合)を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付していただきます。

4 滞納処分

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、滞納処分を受けることもあります。

5 還付の手続き

税額変更等により還付となる場合、納税通知書を送付後、別途還付の手続きに関する書類(「過誤納金還付充当通知書」及び「過誤納金還付請求書兼振込依頼書」)をお送りいたしますので、手続きをお願いします。(※1)手続きいただいた後、ご指定の口座に振り込みするまでに3〜4週間程度お時間をいただいています。

「配当割・株式等譲渡所得割の控除額」による還付(※2)の書類については、6月末頃に送付を予定しています。「年金から4月と6月に引き落としされた税額」の還付の書類については、7月末頃に送付を予定しています。

- (※1) 法律の定めにより、納期限到来済みの未納の税額に充当する場合があります。
- (※2) 法律の定めにより、当該年度の所得割から控除しきれなかった金額(控除不足額)がある場合、均等割に充当いたします。
- それでもなお充当しきれなかった金額がある場合は、当該金額が還付されます。
- (ただし、納期到来済みの未納の税額に充当する場合があります。)

6 納付場所

納付書裏面をご確認ください。なお、口座振替をご利用の場合は、原則として納税通知書に記載の金融機関の口座から振替となります。(納付書は同封されません。)

7 普通徴収税額への繰り入れ

給与所得者が給与の支払いを受けなくなった場合(退職等)や年金所得者の死亡、海外出国等があった場合は、その後に徴収されるべき特別徴収税額の残りの税額を、普通徴収の方法によって納めていただきます。

8 定額減税

令和6年度に市・府民税の定額減税が実施されることになりました。合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者が対象です。詳細については、同封しております「令和6年度(2024年度)市・府民税・森林環境税(国税)のしおり」をご確認ください。

領収証書貼付欄

領収証書は大切に保管してください。紛失防止のため下記の貼付欄をご利用ください。

領収証書	領収証書	領収証書	領収証書
のりしろ ここに貼り付けてください	のりしろ ここに貼り付けてください	のりしろ ここに貼り付けてください	のりしろ ここに貼り付けてください
全期前納分又は 第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
			
全期前納分を使用された場合 期別納付書は破棄してください。			

3 所得、控除等の明細

お問い合わせ番号

収入金額・所得金額・繰越損失額等(円)					
				合計所得金額	
				繰越損失額	

所得控除額(円)					
				基礎控除	
				控除合計額	

■控除内訳

扶養親族該当区分				本人該当区分	
配偶者		一般扶養		本人該当	
老人扶養		特定扶養		本人障害	
同居老親扶養		16歳未満扶養			
特別障害		普通障害			
同居特別障害					

4 税額明細

区分	課税標準額(円)	区分	市民税額(円)	府民税額(円)
		算出税額		
		調整控除額		
		税額控除額		
		減免額		
		配当割等控除額		
		所得割額		
		均等割額		
		森林環境税(国税・円)		
		年税額		
※個人住民税減税控除済額＝控除された 定額減税額(所得割額が限度です)		※税額控除額には、下記の金額を含んでいます。		
※控除外額＝定額減税額が限度に達して 控除しきれなかったため、調整給付の 算定対象となる額		区分	市民税額(円)	府民税額(円)
		寄附金控除額		
		住宅ローン控除額		
定額減税				

5 配当割額・株式等譲渡所得割額

配当割額(円)	
株式等譲渡所得割額(円)	
所得割より控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額(円)	
還付額(円)	

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税(国税)について

9 所得控除

控除の種類		控 除 額			
雑 損 控 除		下記①②のうちいずれか多い金額 ①差引損失額－（総所得金額等の合計額）×10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円			
医 療 費 控 除		差引負担額－（総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない金額）限度額200万円			
セルフメディケーション税制による医療費控除		差引負担額 －12,000円 限 度 額 88,000円			
社会保険料控除					
小規模企業共済等掛金控除		支払額全額			
生命保険料控除 （全体の限度額7万円）	旧 契 約	一般・個人年金それぞれ計算			
		年間の支払保険料等	控 除 額		
		15,000円以下	支払額全額		
		15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円		
		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円		
	平成23年12月31日以前の契約	70,001円以上	35,000円		
	新 契 約	一般・個人年金・介護医療それぞれ計算			
		年間の支払保険料等	控 除 額		
		12,000円以下	支払額全額		
		12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円		
		32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円		
	平成24年1月1日以後の契約	56,001円以上	28,000円		
	新・旧両契約を適用する場合（一般・個人年金の各限度額）				
旧契約の支払額が42,000円以下の場合 新・旧の各控除の合計額（上限28,000円）					
旧契約の支払額が42,001円以上の場合 旧契約のみの控除額（上限35,000円）					
地震保険料控除	●支払った地震保険料×1/2（限度額25,000円） ●旧長期損害保険料の支払金額が ①5,000円以下……………支払額全額 ②5,001円～15,000円……………支払額×1/2+2,500円 ③15,001円以上……………10,000円				
	地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、上記算出方法で算出した両控除額の合計額（限度額25,000円）				
障害者控除	26万円	特別障害者は30万円 同居特別障害者は53万円			
寡 婦 控 除	26万円				
ひとり親控除	30万円				
勤 労 学 生 控 除	26万円				
配 偶 者 控 除	配偶者の合計所得金額		本人の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	－			
	扶 養 控 除	一般◇16～18歳、23～69歳			33万円
特定◇19～22歳			45万円		
老人◇70歳以上		同居老親等		45万円	
		上 記 以 外		38万円	
基 礎 控 除	本人の合計所得金額				
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	
	43万円	29万円	15万円	－	

10 税率

(1) 所得割(総合課税)の税率

課税標準額	市 民 税	府 民 税
一律	6%	4%

(2) 均等割および森林環境税(国税)の税額

合計所得が一定以上	市 民 税	府 民 税	森林環境税(国税)
一律	3,000円	1,300円	1,000円

※東日本大震災をふまえた市・府民税均等割額の500円ずつの引き上げは令和5年度で終了しました。

※大阪府では、令和6年度～令和9年度まで自然災害対策等の財源(森林環境税)を確保するため、府民税均等割額に300円加算します。

※令和6年度より市・府民税均等割額に森林環境税(国税)の1,000円が同時に加算され課税されます。

森林環境税(国税)については、豊中市ホームページの「森林環境税および森林環境譲与税について」からご確認ください。

森林環境税および森林環境譲与税について

検索

(3) 所得割(分離課税)の税率

区 分	市民税	府民税
短期譲渡所得分	一般の譲渡	5.4%
	国等に対する譲渡	3.6%
長期譲渡所得分	一般の譲渡	3.0%
	居住用財産の譲渡	2.0%
	6,000万円以下	2.4%
	6,000万円を超える部分	1.6%
	2,000万円以下	3.0%
	2,000万円を超える部分	2.0%
株式等の譲渡所得分	一般分	3.0%
	上場分	2.0%
上場株式等の配当所得分	3.0%	2.0%
先物取引所得分	3.0%	2.0%

11 税額控除等

(1) 調整控除

合計課税所得金額*が200万円以下の人

人的控除額の差の合計額 } いずれか小さい額 × 5%(市民税3%・府民税2%)
合計課税所得金額

合計課税所得金額*が200万円超の人

{ 人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)} × 5%
(市民税3%・府民税2%)

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額を言います。

(2) 配当控除

課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
課税される所得金額		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 住宅借入金等特別税額控除

所得税が課税される人で、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受け、住宅借入金等特別控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、その額を市・府民税所得割から控除します(上限額は97,500円。ただし、居住開始が平成26年4月1日以降で、住宅取得の際の消費税率が8%又は10%、かつ一定の要件を満たす場合の上限額は136,500円。)

(4) 寄附金税額控除

対象：都道府県、市区町村、日本赤十字社大阪府支部・大阪府共同募金会のうち該当する寄附金、大阪府・豊中市が条例で指定した寄附金

次の(a)基本控除が税額控除額となります。ただし、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)等がある場合は(a)+(b)が、ワンストップ特例の適用を受けている場合は(a)+(b)+(c)が税額控除額となります。

(a) 基本控除	①寄附金の支出額 ②総所得金額等の合計額×30% (①と②のいずれか少ない額－2,000円)×10%(市6%・府4%)※1
(b) 特例控除	(寄附金－2,000円)×(90%－所得税限界税率×1.021)※2 《市・府民税所得割の2割が限度》
(c) 申告特例控除	特例控除額×{(所得税限界税率×1.021)÷(90%－(所得税限界税率)×1.021)}※2

※1 豊中市が条例指定した寄附金は市6%、大阪府が条例指定した寄附金は府4%となります。

※2 特例控除及び申告特例控除は、市民税3/5・府民税2/5の割合で控除します。

(5) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

配当割額、株式等譲渡所得割額を特別徴収されている旨の申告がある場合には、その配当割額等を税額控除後の市・府民税から控除します(市・府民税の割合は市民税控除額3/5・府民税控除額2/5)。